

# 竹芝・有明棧橋利用規約

[竹芝・有明棧橋利用協議会]

(平成 30.4.1～平成 31.3.31)

改正 平成 31 年 1 月 1 日

## 竹芝・有明棧橋の開放について

竹芝小型船発着所浮棧橋（以下「竹芝棧橋」という。）及び有明小型船発着所浮棧橋（以下「有明棧橋」という。）は、東京都港湾局が所有する港湾施設ですが、公共棧橋の開放として不定期航路事業における利用を可能とする試行的取組を行います。このため、東京港埠頭株式会社が東京都港湾局との協定に基づき、「竹芝・有明棧橋利用協議会」（以下「協議会」という。）を設置するとともに、本規約を制定し、棧橋利用等に係る協議会の運営を行います。

竹芝・有明棧橋の利用にあたっては、本規約を遵守し、水上バス事業者、客船ターミナル施設管理者、その他棧橋使用に係る関係者と良好な関係を保ち、安全かつ円滑な利用にご協力ください。

## 1 施設の概要

### (1) 竹芝棧橋

ア 所在地	港区海岸一丁目 5 8 番地先		
イ 浮棧橋	延長 2 6 . 3 m × 幅 6 . 0 m	水深 A.P. - 3 m	
連絡橋	延長 1 4 . 5 m × 幅 2 . 0 m		
ウ 施設	トイレ（竹芝小型船ターミナル内）		

### (2) 有明棧橋

ア 所在地	江東区有明三丁目 3 1 番地先		
イ 浮棧橋	延長 4 0 . 0 m × 幅 1 0 . 0 m	水深 A.P. - 4 m	
連絡橋	延長 1 8 . 4 m × 幅 6 . 6 m		
ウ 施設	有明客船ターミナル（地上 3 階建）（待合所、トイレ、駐車場）		

## 2 利用可能時間

### (1) 竹芝棧橋

平日：18時～22時

土日祝日：10時～22時

※ 東京都が所有する視察船「新東京丸」の利用がない時間帯のみ利用できます。なお、12月中旬から3月中旬にかけては、平日日中の利用が可能となる場合があります。

※ 上記利用可能時間内であっても、下記事項の場合、利用出来ない場合があります。

- ・新東京丸の臨時利用
- ・都が実施する舟運の社会実験による利用

- ・国や地方公共団体等が実施するイベント等、公共性の高い目的による利用
- ・施設の維持管理・修繕等

※ 年末年始（12/29～1/3）は休業いたします。

## （2）有明棧橋

全日：9時30分～22時

※ 水上バスの利用が優先です。

※ 上記利用可能時間内であっても、下記事項の場合、利用出来ない場合があります。

- ・都が実施する舟運の社会実験による利用
- ・国や地方公共団体等が実施するイベント等、公共性の高い目的による利用
- ・施設の維持管理・修繕等

※ 年末年始（12/29～1/3）は休業いたします。

## 3 利用資格

この施設は、協議会に登録した会員が利用することができます。※1施設の利用にあたっては、協議会が利用調整を行った後、東京港埠頭株式会社が都への使用許可申請手続きを行います。

協議会の加入条件は、海上運送法に基づき、竹芝棧橋又は有明棧橋を起点又は終点とする、旅客不定期航路事業の許可を得た者若しくは、人の運送をする内航不定期航路事業の届出をした者※2のいずれかで、以下の条件を満たす者です。

（1）東京港内で他に海上運送法の許可に基づく旅客定期航路事業の実績を現に有する事業者若しくは次に掲げる団体の会員で、東京港内で他に海上運送法の①許可に基づく旅客不定期航路事業の実績を1年以上有する事業者、②人の運送をする内航不定期航路事業の届出をした者で3年以上の実績を有する事業者のいずれか。

ア 屋形船東京都協同組合

イ 東京湾遊漁船業協同組合

ウ 江戸屋形船組合

エ 東京観光遊漁船協議会

（2）（1）の会員以外で、東京港内で、他に海上運送法に基づく旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可を得て、その運航実績を1年以上有する事業者

（3）その他上記以外の者で協議会運営理事会で特に必要と認める者

（4）上記の条件を満たすものであっても、本施設の適正な管理運営のため、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある者や、コンプライアンスに違反する事実がある者等※3については、協議会への入会登録を拒否し又は入会登録を取り消す場合があります。

※1 イベントや社会実験等における棧橋の利用については、東京都又は運営理事会が認めた場合、協議会の会員以外にも棧橋利用を認めることがあります。

※2 ただし、13人以上の船舶を運航する場合において、協議会が当該届出の濫用等による棧橋の不適正利用と判断する場合においては、棧橋の利用資格を取り消すことがあります。

※3 コンプライアンスの違反については、例えば、本施設の使用申し入れ時点において、法令等に違反する事実がある場合、税金を滞納している等公的機関等との契約における違反がある場合、他の船着場の利用ルール等を遵守していない事実がある場合、その他港湾の秩序を乱し港湾の不正な使用をするおそれがある場合などを含みます。

#### 4 協議会への入会登録手続

協議会への会員登録を行おうとする者は、「竹芝・有明棧橋利用協議会入会申込書」に必要事項を記入の上、以下に定める書類を添付して、協議会（事務局：東京港埠頭株式会社）に提出し、その承認を受けてください。

- (1) 竹芝棧橋又は有明棧橋を起点又は終点とする旅客不定期航路事業若しくは人の運送をする内航不定期航路事業の国土交通大臣の許可書等及び申請書、船舶検査証及び船舶国籍証書の写し
- (2) 3（1）の旅客定期航路事業者は、東京港内で海上運送法の許可に基づく、他の旅客定期航路事業の許可書の写し
- (3) 3（1）に掲げる団体の会員は、東京港内で海上運送法に基づく、他の旅客不定期航路事業の許可書又は人の運送をする内航不定期航路事業の届出書の写し（①旅客不定期航路事業者は1年以上、②内航不定期航路事業者は3年以上の実績が確認できるもの。）
- (4) 3（2）の事業者は、東京港内で海上運送法に基づく、他の旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可書の写し（1年以上の実績が確認できるもの）並びにこれに係る直近の東京港内の公共棧橋等の使用申請書及び許可書の写し（事務局の指示により省略できる場合があります。）
- (5) その他事務局が指示するもの
- (6) 入会后、（1）について内容に変更があった場合や、新たな航路・船舶を追加する場合など、航路の変更・追加等があるときは、その都度、変更届を協議会に提出してください。
- (7) 船舶検査証の有効期間が満了し、新たに発行された場合は、速やかに船舶国籍証書とともに新たな船舶検査証の写しを協議会に提出してください。

#### 5 利用できる係留

協議会へ入会した会員が、必要な手続きを行った船舶を用いて、以下の係留をする場合に利用することができます。

- (1) 3 利用資格（1）及び（3）より、協議会に加入した者
  - ・海上運送法に基づく竹芝棧橋又は有明棧橋を起点又は終点とする旅客不定期航路事業の許可を得た運航による係留
  - ・海上運送法に基づく竹芝棧橋又は有明棧橋を起点又は終点とする人の運送をする内航不定期航路事業の届出をした運航による係留
  - ・旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業を開始するにあたり必要な係留（船舶検査や着岸テストなど）
- (2) 3 利用資格（2）により、協議会に加入した者
  - ・海上運送法に基づく竹芝棧橋又は有明棧橋を起点又は終点とする旅客不定期航路事業の許可を得た運航による係留
  - ・旅客不定期航路事業を開始するにあたり必要な係留（船舶検査や着岸テストなど）

なお、各栈橋の利用可能な最大船型は下記のとおりです。

【竹芝栈橋】：最大船長 31 m、最大喫水 2.9 m、200 総トン数以下の小型船舶

【有明栈橋】：最大船長 40 m、最大喫水 3.5 m以下の小型船舶

## 6 料金

栈橋を利用する場合は、協議会に以下の料金をお支払いいただきます。

小型船の種別	基本料金(15分)		延長利用(15分)
	片道	往復	
旅客定員 45 名以上	2,500 円	4,000 円	2,500 円
旅客定員 44 名以下	1,500 円	2,500 円	1,500 円
旅客定員 12 名以下	500 円	750 円	500 円

※片道とは小型船の 1 回（15 分以内）の係留をいい、往復とは同日に同一の小型船を 2 回係留することをいいます。

※1 回の係留が 15 分を超える場合、基本料金に延長利用(15 分毎)の額を加算した料金をお支払いいただきます。

### 【延長利用申請があった場合のお支払い例】

例 1：旅客定員 45 名以上の船舶が片道利用(1 回の係留)で 45 分栈橋を利用する場合

基本(片道)料金 2,500 円 + (延長料金 30 分 2,500 円×2) = 7,500 円

例 2：旅客定員 44 名以下の船舶が往復利用で往路 30 分、復路 30 分、合計 60 分栈橋を利用する場合

基本(往復)料金 2,500 円 + (延長料金 30 分 1,500 円×2) = 5,500 円

※申請時間と実際の利用時間が異なる場合は、実際の利用時間で利用料金をお支払いいただきます。

※旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業を開始するにあたり必要な栈橋利用（船舶検査や着岸テストなど）については、利用時間に関わらず一律 2,500 円をお支払いいただきます。

## 7 利用手続き

栈橋利用については、協議会（事務局：東京港埠頭株式会社）に以下の方法で申込み等を行ってください。なお、協議会への連絡は必ず利用申請をする入会者自身が行ってください。入会者以外の方からの連絡では、受け付けできません。

### (1) 施設の利用方法

- ・ 申込は電話で「東京港埠頭株式会社」へ予約の申込を行ってください。

【予約電話番号】 03-3431-6500

受付時間は、平日 9 時から 17 時までとなります。

- ・ 予約の申込は、利用する月の 3 か月前の 1 日から受付開始します。1 日が土日祝日の場合は当該月の直近の平日となります。

（例：7 月 31 日利用・・・4 月 1 日予約受付開始。4 月 1 日が土曜日の場合は、4 月 3 日（月）予約受付開始）

- ・ 予約の申し込みは、利用日の1週間前までに行ってください。
- ・ 利用日の予約ができましたら、速やかに「(竹芝又は有明) 棧橋利用申込書兼承認書」に必要事項を記入のうえ、「東京港埠頭株式会社」へファックスで送付してください。

【ファックス番号】03-3432-8082

- ・ 「東京港埠頭株式会社」が「(竹芝又は有明) 棧橋利用申込書兼承認書」に承認印を押印し、ファックスで返却します。

#### (2) 当日の施設利用

- ・ 「承認書」を現地管理者に提示し、指示に従い利用してください。

#### (3) 予約の取消し及び予約時間の変更

- ・ 予約の取消及び予約時間の変更は、利用の3日前の17時(土日祝日、年末年始を除く)までに電話で連絡するものとし、それ以降の取消又は無断キャンセルの場合は、利用したものとみなして、利用料金を徴収します。
- ・ ただし、台風等の気象条件により施設を利用できない場合は、「東京港埠頭株式会社」に電話連絡の上、「承認書」をFAXで提出すれば、利用料金を徴収しません。
- ・ 料金の支払いの有無にかかわらず、キャンセルの多い事業者には利用を禁止する場合があります。

#### (4) 料金の納入方法

利用料金は、利用した月の末日で締め、その翌月に1月ごとを単位として、協議会から利用者に請求書を送付します。利用者は利用料金を協議会の指定した銀行口座に入金し、精算して下さい。なお、納入期限は利用した翌月の末日としますが、当該月の末日が土日祝日の場合、当該月の最後の平日とします。

## 8 利用に伴う注意事項

### (1) 着岸及び乗降に関する注意

#### 【竹芝棧橋・有明棧橋共通事項】

- ・ 申請時間を厳守し、譲り合ってご利用願います。また、お客様には、速やかに乗下船されるよう呼び掛けをお願いします。
- ・ 他に利用船舶がない場合でも、早期着棧や遅延は認められません。やむを得ず遅れる等の場合は、指定する連絡先にあらかじめ連絡して下さい。
- ・ 棧橋及び付帯施設周辺では騒音の発生に注意し、乗客への指導を行ってください。
- ・ 係留に当たっての綱取り、乗下船案内は船主側でお願いします。
- ・ 乗降客が乗り降りする際にタラップが必要な場合は、船主側で用意願います。
- ・ 乗船者の集合と乗下船の安全管理は、船主側の自己責任でご対応ください。

#### 【有明棧橋特記事項】

- ・ 棧橋における旅客の安全確保のため、他の船舶の乗降中は離着棧禁止であり、離着棧時には旅客の立ち入りが無いよう注意してください。
- ・ 棧橋利用については、水上バス(旅客定期航路事業)優先です。水上バスのダイヤに影響のないよう利用してください。

(2) 15分を超える利用について

以下の事項については、棧橋の利用予約がない場合で、協議会が認めた場合、15分を超える利用（要事前予約）を認めます。なお、最大60分（通常利用や搬出入を含む）までの利用とし、基本料金に延長利用（15分毎）の額を加算した金額を徴収します。

- ア 安全な乗降ができる必要時間が15分を超えると見込まれる場合
- イ 撮影機材やケータリングの搬出入
- ウ 運輸局が実施する船舶検査
- エ 旅客運航実施に伴う船舶の着岸テスト
- オ その他、協議会が特に必要と認めた場合

(3) 船舶航行に関する注意

- ・ 船舶航行及び事業運営に当たっては、港則法等の関係法令を遵守し、自己責任において安全を最優先にご利用ください。また、発着所付近では、付近の施設に迷惑がからないよう静かに航行してください。
- ・ 発着所付近においては、水上バスが優先となります。また、近隣ふ頭の船舶の航行及び回頭を優先し、影響のないよう航行してください。
- ・ 事故発生時には、旅客の安全確保を図り、海上保安庁及び東京港埠頭株式会社へ連絡をお願いします。

(4) 着岸待ちについて

**【竹芝棧橋特記事項】**

- ・ 発着所周辺で、着岸待ちをする場合は、別紙の「停泊禁止水域」以外で待機してください。

**【有明棧橋特記事項】**

- ・ 水上バスの航行水域及び近隣のふ頭前面水域での着岸待ちは禁止します。ふ頭を利用する船舶の航行・回頭に支障がないよう厳に注意し、船舶の安全が確保できる場所で待機してください。

(5) 付帯施設の利用について

**【竹芝棧橋特記事項】**

- ・ 専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用下さい。
- ・ 隣接する竹芝小型船ターミナルは、トイレの使用のみが可能です。乗降客の待ち合わせ場所等として利用することはできませんので、ご注意ください。

**【有明棧橋特記事項】**

- ・ 有明客船ターミナルは誰でも利用できる施設であり、棧橋利用に係る一般的使用は可能です（待合所、トイレ等）。独占的、排他的使用はできませんので、マナーを守ってご利用くださるようご配慮ください。
- ・ 有明客船ターミナル内の駐車場のご利用については、施設管理者（東京港埠頭株式会社）にお問い合わせください。
- ・ その他ターミナル施設の使用に際し、不明な点は施設管理者（東京港埠頭株式会社）にお問い合わせください。

## 9 禁止行為

禁止行為を行なった利用者は、以後の利用ができなくなる場合や、ペナルティ料金を課す場合があります。

- (1) 申請時間を超える係留
- (2) 浮棧橋を損傷する行為
- (3) 譲り合わない、怒鳴るなどのマナーに反する行為
- (4) マイク等の音響の使用等、船着場、客船ターミナル、周辺施設の迷惑となる行為
- (5) 船着場、客船ターミナル等への、のぼり・看板・受付場所等の無断設置行為
- (6) 油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- (7) 船着場での物品販売、募金等
- (8) 危険物の搬入及び貯蔵
- (9) 船舶への燃料の給油
- (10) 虚偽による不正な利用登録
- (11) 納入期限までの料金の未納行為
- (12) 本規約を守らない場合
- (13) その他、施設の管理上支障をきたす恐れのある行為

## 10 その他

- ・ 利用者は、誤操船等により施設を毀損した場合は、速やかに東京港埠頭株式会社に報告するとともに、管理者の指示に従い、自己の責任で復旧して下さい。施設利用上の自損事故及び利用者が第三者に損害を与えた場合等は、東京都港湾局、東京港埠頭株式会社及び協議会は何ら責任を負いません。
- ・ 利用者が施設の利用について事前に協議会の承認を得ていたとしても、施設に係る事故や修繕等により、協議会は当該予約をキャンセルすることができ、そのことについて何ら責任を負いません。
- ・ 当該施設の利用状況について、実績等の提出を求めています。当該実績については、東京港埠頭株式会社及び東京都港湾局で共有することがあります。また、棧橋利用に係るアンケート調査等にもご協力をお願いいたします。

**停泊禁止水域(竹芝棧橋周辺)**





## 竹棧橋案内図

○アクセス：JR「浜松町駅」、都営大江戸線・浅草線「大門駅」から徒歩約15分  
ゆりかもめ「竹芝駅」から徒歩5分

○案内図



○竹芝棧橋



# 有明棧橋案内図

- 交通アクセス：ゆりかもめ「国際展示場正門」駅 徒歩約3分  
りんかい線「国際展示場」駅 徒歩約7分

- 案内図

